



玉名ロータリークラブ週報

2018
2019



インスピレーションになろう

R I 会長	■	バ	リ	・	ラ	シ	ン
地区ガバナー	■	高	山	泰	四	郎	
会長	■	本	田	正	美		
幹事	■	田	中	雄	三	郎	
公共イメージ向上・IT委員長	■	西	嶋	興	生		

例会日 ■ 毎週木曜日 / PM12:30~13:30

例会場 ■ 〒865-0061 熊本県玉名市立願寺 50-1 司ロイヤルホテル内
TEL(0968)73-8888 FAX(0968)73-8008

事務所 ■ 〒865-0061 熊本県玉名市立願寺 540-1-102
TEL(0968)73-3399 FAX(0968)74-3939

平成 31 年 2 月 14 日 No.2422

玉名 RC メールアドレス jimu@tamanar.club

ホームページ <http://tamanar.club>

【会長の時間】 本田会長

先週の IM は皆さんお疲れ様でした。さて先程理事会にて馬山 RC 姉妹提携が決定しました。山口委員長が頑張ってくれました。それと今期は新入会員が多ございまして、炉辺塾を開催しようと思います。ここでしっかりロータリーを勉強していただきたいと思います。あと松崎次年度が各委員会の引き継ぎを近々されるということです。あと地区研修クラブ協議会の募集が近づいております。対象者は会長・幹事、ガバナー補佐、各委員長さんになります。あと今月末にボウリング大会を予定しております。ローターアクトからも来てもらって、にぎやかにやりたいと考えています。以上です。



【幹事報告】 田中幹事

○訃報 国際 R 第 2720 地区、1992 年～93 年度ガバナー緒方基一様 (元八代 RC)

○熊本城東 RC より例会変更がきています。第 2720 地区熊本第 3 グループ IM

日時：平成 31 年 2 月 22 日 (金) 15:00～熊本ホテルキャスル

○熊本北 RC より、例会変更のおしらせが来ています。

日時：2 月 22 日 (金) 15:00～ 第 3 グループ IM の為変更 場所：熊本ホテルキャスル

○熊本菊南 RC より、例会取り止め変更のお知らせが来ています。

日時：3月20日（水）⇒休会 3月27日（水）⇒3月31日地区研修協議会へ変更

○公益財団法人ロータリー米山記念奨学会より確定申告用領収証が来ています。

○第29回玉名ロータリー杯少年少女親善空手道練成大会のご案内が来ています。

開催日：4月7日（日）9：00～ 場所：玉名市天水体育館

○R I 第2720地区 高山ガバナー杯争奪野球大会開催についてのお願いが来ています。

○第70回大会金栗杯玉名ハーフマラソン大会開会式等について 開会式・レセプション

日時：3月2日（土）午後5時～ 午後6時～レセプション

大会当日 日時：3月3日（日）午前10時30分スタート 場所：玉名市役所本庁舎西側

表彰式：玉名市役所本庁舎玄関前にて各部門レース終了後随時開催

駐車場：庁舎西側駐車場

○杵築 RC 創立50周年記念式典のご案内が来ています 日時：5月25日（土）13：00～

会場：住吉浜リゾートパーク 締切：3月20日【水】

○熊本平成 RC より、30周年記念式典の案内がきています。 日時：6月8日（土）15：30～

場所：ANA クラウンプラザホテル熊本ニュースカイ 2F スtringス

○平和と紛争解決月間リソースのご案内が来ています。

○2019-20年度版 ロータリー手帳の売り上げお願いが来ています。

○公益財団法人ロータリー米山記念奨学会の確定申告用領収証が来ています。

○日田 RC より、創立55周年記念誌が来ています。

○ニューズレターvol.21 が来ています。

【出席・スマイル報告】 大石委員長

本田会長・田中幹事・・・高峰武様のご来訪心から歓迎致します。インフルエンザが、
流行しています引きつづき注意しましょう。

小篠さん・・・高峰様のご来訪心から歓迎致します。

私達の知らない情報を色々教えて頂けるものと楽しみにしております。

吉田彰さん・山田司さん・吉岡さん・渡邊太さん・堀本さん・井上さん・前田さん鶴田さん・・・
高峰様の卓話、ありがとうございます。

村上さん・松崎さん・西田さん・・・73歳の誕生祝いありがとうございます、
高峰武様の卓話ありがとうございます、大変楽しみにしていました。

田原さん・田畑さん・・・熊本日日新聞高峰様のご来訪心から歓迎致します、卓話ありがとう
ございます。2月度誕生祝、結婚記念日の皆様おめでとうございます。

杉谷さん・・・高峰武様の卓話、ありがとうございます。以前の例会で職員が卓話をさせていただき
お世話になりました。また、その時、謝礼をいただきありがとうございます。

深見さん・古賀さん・・・申し訳ありません欠席します。

前回までの累計 ￥573, 000

今 回 ￥ 35, 000

合 計 ￥608, 000

本日の出席	会員数	53 (50) 名	欠席者	福田 平田 古賀 児玉 宮本浩 村田 中嶋 野田 西嶋 小関 志賀 坂梨 品川 上村 上田継 山田勝 吉永 山村 吉田光
	出席数	31 名		
	出席率	60.00%		
前回の出席	前回出席数	27 名	前回のメイクアップ	広瀬 小山 山田司 吉永
	修正出席数	32 名		
	修正出席率	64.00%		
出席規定適用免除者		6 名		

【今後のプログラムの予定】

2月21日(木) 私の履歴書(平田会員・児玉会員・浅地会員)

【本日のプログラム】

熊本日日新聞社 高峰武氏

「時事問題について」

天水町部田見出身の高峰と言います。こうして地元と呼んでいただけるのはとてもうれしいことです。

一の岳、二の岳の山を背に、そして有明海に雲仙普賢岳を望む景観は私の誇りです。本日はよろしくお願ひ致します。熊本市内の高校、早稲田大学文学部と進学しまして、大学では新聞部に所属してました。在学中に太宰治のいい言葉に出会いました。「大学では最前列には行かないことだ。入学したら早く卒業しろ、一番悪いのはダラダラと長く居ることだ」と。

なので早く単位をとって4年で卒業しました。では司法をめぐって一最近のできごとからお話します。



◎松橋事件が教えること

1985（昭和60）年1月に熊本県松橋町で、1人暮らしの男性が殺害されたのが松橋事件です。殺人罪などで懲役13年が確定し、宮田浩喜（こうき）さんは逮捕・服役されました。

弁護団は2012年に再審を請求。18年10月に最高裁が検察側の特別抗告を棄却し、再審開始が決まりました。

現在、日本の裁判は三審制であります。1つの事件について3回まで裁判を受けることができるしくみ、それを三審制といいます。第一審の判決に不服な場合、上級の裁判所に訴えることができます、これを「控訴」といいます。さらに第二審の判決に不服な場合、上級の裁判所に訴えることができます、これを「上告」といいます。加えて「再審」（裁判のやり直し）もあります。

言い換えれば日本の司法制度には、間違いがあることを最初から想定しているんです。しかしこの再審をおこすには高いハードルを課されることとなります。刑事訴訟法435条に、無罪を言い渡すべき明らかな証拠をあらたに発見した時、と記載されていて、明白性、新規性が伴わなければいけないということです。聖書の言葉に「ラクダが針の穴を通るより難しい」との言葉があります。ただお金持ちであれば天国へ行けるのは、そう簡単なことではないという例えです。

日本弁護士連合会の報告書には、この松橋事件では、犯人は小刀をシャツで巻いて刺した、とあります。ところが物的証拠や目撃証言がなく、宮田さんは自白をさせられ、冤罪（えんざい）性は明らかとしています。弁護団は検察側にそちらがもってる証拠品をすべて出してくれと言います。が、警察はもってる証拠を裁判に全部出すようなことはしません。この人が容疑者だと立証できる証拠しか用意しません。

小刀の柄にシャツを巻いて犯行に及んだ、そしてそのシャツは捨てたと宮田さんは証言してます。ところが検察官は、そのシャツを保管してると言いました。大きな食い違いと疑問が生じます。これが松橋事件再審の大きな理由です。

更に、傷口です。小刀で刺したとなっておりますが、鑑定の結果どうも刺し傷には見えないということもわかり、ここでも疑問が残りました。警察から自白を強要させられたのではないか？ということです。後日弁護団が再審請求を裁判所におこしました。

今日本の裁判所は変わってきてます。ご存知の通り、裁判員裁判制度が始まりました。検察は裁判の時に証拠の一覧表を提出するのが義務化されました。私は熊本県警記者クラブ、



熊本・松橋事件 **速報** 再審開始決定が確定

最高裁、検察の特別抗告を棄却
熊本地裁で、やり直しの裁判へ



熊本の松橋事件で再審開始決定を受けた宮田浩喜さん（2016年）

中央クラブのキャップをさせていただきました。思うに日本の捜査機関・治安機関はよくやっていると思います。交通事故・窃盗・殺人事件等、一生懸命捜査にあたっていると思います。でも同じ事件は繰り返し行われています。それはなぜでしょう？ここを皆さんも考えてもらいたいと思います。

この松橋事件は3月に判決が出ます。おそらく無罪だと思います。この判決で裁判所は、なぜ間違った判決がなされてしまったのか？を説明をいたしません。そのなぜ？を追求するのが私達マスコミ・記者の仕事ではなかろうかと思ひます。国民の皆様も関心をよせなければいけないものだと思います。

◎免田事件が教えること

私が30年にかけて追いつけている事件「免田事件」であります。日本で初めて死刑囚が再審で無罪になった事件です。免田さんは今年94歳です。奥さんと大牟田に住んでおられますが、体調不良で今免田さんは施設に入られています。免田事件は昭和23年12月30日のことです。

当時人吉市の祈祷師一家が襲われ、ご主人と奥さんがナタで切りつけられ死亡、幼い2人の姉妹が重傷負われました。



日本は戦後、刑事訴訟法を見直し憲法も変えました。自白が中心だった捜査から、物証を重視した捜査に切り替わります。その新しい刑事訴訟法下での重大事件の第一号がこの免田事件でした。昭和24年1月16日、強盗殺人容疑で免田栄さんは逮捕されます。自白、起訴と進み第3回公判で否認するが、昭和27年に死刑が確定されます。

検察庁が出した検討結果報告書があります。免田事件を担当した検事が「なぜ我々は間違ったか」を裁判官ではなくて、検察官の立場で検証したのです。私はこれが免田さんを無罪とする説得力のあるものだと確信しています。

ここで私は、きちんと手続きにそって捜査を進めていないことを批判しています。免田さんは左利きです。なのに自白調書には右手でナタを持ったと書いてあったのです。であれば取り調べの際に、左利きなのになんで右手で刺したってやりとりがなかったのか？となります。

免田さんは小学校しか出てられません。のちに免田さんは潮谷義子前熊本県知事の義理のお父さんにあたられる潮谷さんに会うこととなります。免田さんが死刑の判決が出る前に面会することとなります。それを機会に免田さんは潮谷さんに1000通に及ぶ手紙を送り続けます。潮谷さんは心を動かされ免田事件のことを詳細に調べることとなります。そして免田さんにはア



リバイが存在することに気づきます。潮谷さんは裁判のやり直しを訴えはじめます。

3回目の再審請求における八代支部の西辻孝吉裁判長は新たに鑑定を行います。新しい証拠を取り寄せるなど積極的な審理を行い、昭和31年8月に免田さんのアリバイ主張を認めて再審開始を決定しました。だが検察側の即時抗告を受け、福岡高裁がこの西辻判定を批判し、取り消し再審請求は棄却されました。最高裁も高裁判断を追認したために再審は開かれませんでした。免田さんは「アリバイのある死刑囚」と呼ばれ、またこの裁判所の一連の決定への疑問などで大きく世論が動きます。

昭和50年、熊本地裁八代支部は再審請求審においても、「疑わしきは被告人の利益に」の原則が適用されるとされる最高裁の「白鳥(しらとり)決定」を踏まえ、弁護側が出した証拠には新規性や明白性がないなどとして再審請求を棄却しました。

しかし福岡高裁は昭和54年9月27日、地裁決定を棄却し再審開始を決定します。理由は、事件当時の鑑定法では、血液型の鑑定に少なくとも1~2日を要するはずなのに、6~7時間で結論を出している警察の鑑定は信用性が低いとする弁護側の新鑑定によるもの。



また刺身包丁による頸部刺創は攻撃の最初になされたもので最後のとどめでない、との判断。免田さんの自白の信用に疑問を投げかけ、証拠の明白性があるなどとして、これらの証拠により有罪判決には至らなかったと結論づけたうえで、最高裁はついに翌年12月11日、再審開始が確定したのです。

再審が行われた熊本地裁八代支部は、免田さんのアリバイを重視します。昭和58年7月15日、証拠を細かく吟味したうえで、免田さんにアリバイが成立すると発言。通算6回目の再審請求で無罪を言い渡し、免田さんは34年間の獄中生活から釈放、7月28日無罪が確定しました。

その後八代支部は免田さんに対し9071万2800円の刑事補償と、弁護団などに1716万5494円の費用補償を決定します。最高検察庁は当時、免田さんに対する捜査はかつての自白偏重から客観証拠に重きを置いた新刑事訴訟法が昭和24年に発効したばかりの時期であるため、検察官も新刑事訴訟法下の捜査の初体験ということであるような意味での戸惑いがあったのではないかとしつつ、ずさんな捜査が行われたことを認めました。



この免田事件を通して、人間の沈黙の深さを知ることができました。当初、熊本地方裁判所八代支部であられた裁判長がこう言ってます。「免田さんは拒否もされない、反応すらない、じーっとされてました」と。

また免田さんはこの言葉を残しています。

「日本の人権は虹のようなものだ」と。
近づくと消えてしまうという意味です。

私は事件の教訓としてこの言葉を心がけて
います。「人は自分の後ろ姿が見えないもの」
です。なので自分の後ろや背中を見るときは
あわせ鏡を使います。この免田事件というのは
私達のあわせ鏡ではないかと思うのです。
無罪ではありましたが、現在でも人吉・球磨
では免田さんに対して視線が厳しいです。



皆さん、「自白」というのは本人が言った言葉ではないのです。厳密にいうと取り調べの中、やりとりされたことをまとめた自白調書にサインをしたということです。知っておくといいかと思います。

罪なき人を罰するということ、真犯人を取り逃がすということ、あらためて冤罪の怖さがどんなものかということ。司法はプロのものではありません。国民が作り上げるものです。民主主義の道具である司法制度改革、いま一度、総点検の時期に来ていると思います。

